

スマートビデオ会議サービス契約約款【新旧対照表】										
旧	新	備考								
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>第3条(本約款の変更)</p> <p>当社は、この約款を予告なく変更することがあります。約款が変更された後のテレビ会議多地点接続サービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。</p>	<p>第1章 総則 (適用範囲)</p> <p>第1条～第2条(略)</p> <p>当社は、本約款を予告なく変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上(https://www.nttbiz.com/tariff/)への掲載その他の適切な方法により周知します。</p> <p>2 本約款の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他本サービス契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p>									
<p>第4条(本約款の公表)</p> <p>当社は、<u>当社のホームページ</u> (https://www.nttbiz.com/solution/vcs/member/)その他当社が定める方法により、本約款を公表します。</p>	<p>第4条(本約款の公表)</p> <p>当社は、当社のWebサイト(https://www.nttbiz.com/tariff/)において、本約款を公表します。</p>									
<p>第5条(用語の定義)</p> <p>本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p>用語および用語の意味1～13(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14. 請求事業者</td> <td>本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限る。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(当社が別に定めるものに限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	14. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限る。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(当社が別に定めるものに限る。)	<p>第5条(用語の定義)</p> <p>本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p>用語および用語の意味1～13(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14. 請求事業者</td> <td>本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限る。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(本約款第37条の定めのとおり)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	14. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限る。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(本約款第37条の定めのとおり)	
用語	用語の意味									
14. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限る。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(当社が別に定めるものに限る。)									
用語	用語の意味									
14. 請求事業者	本約款の規定により支払を要することとなる料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限る。)を、当社が譲り渡し、会員に請求することとなる事業者(本約款第37条の定めのとおり)									

スマートビデオ会議サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
	<p><u>第6条</u>（サービスの利用条件）</p> <p>本サービスの利用にあたっては、契約者および参加者は自己の責任と費用負担において、当社が推奨する利用端末を使用するものとし、また利用端末については当社と保守契約を締結した場合を除いて責任を負わないものとしします。</p>	
	<p><u>第7条</u>（サービスの利用方法）</p> <p>本サービスの利用は、本約款に規定するほか、当社が指定する申込書に記載する方法・手順によるものとしします。</p>	
<p>第2章 第6条～第9条（略）</p>	<p>第2章 第8条～第11条（略）</p>	
<p>第3章 契約</p> <p>第10条 当社は、1の本サービス契約者識別番号につき1のスマートビデオ会議契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。この場合、契約者は、1のスマートビデオ会議契約につき1人に限ります。</p>	<p>第3章 契約</p> <p>第12条 当社は、1の本サービス契約者識別番号につき1のスマートビデオ会議契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。この場合、契約者は、1の本契約につき1人に限ります。</p>	
<p>第11条（本契約申込の方法）</p>	<p>第13条（本契約申込の方法） （略）</p>	

スマートビデオ会議サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第12条（スマートビデオ会議契約申込の承諾） 当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。</p> <p>（1） 本契約の申込をした者が、申込にあたり、虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき</p> <p>（2） 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき</p> <p>（3） 本契約の申込をした者が、本サービス又は当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき</p> <p>（4） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>3 当社は、会員以外の者には、<u>スマートビデオ会議サービス</u>を提供しないものとし、会員以外の者に対しては、<u>何らの義務及び責任を負わないもの</u>とします。</p>	<p>第14条（本契約申込の承諾） 当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。</p> <p>2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。</p> <p>（1） 本契約の申込をした者が、申込にあたり、虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき</p> <p>（2） 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき</p> <p>（3） 本契約の申込をした者が、本サービス又は当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき</p> <p>（4） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>3 当社は、会員以外の者には、<u>本サービス</u>を提供しないものとし、会員以外の者に対しては、<u>義務及び責任を負わないもの</u>とします。</p>	
<p>第13条（略）</p>	<p>第15条（略）</p>	
<p>第14条（最低利用期間） 本サービスには、別紙1料金表に定めるところにより、最低利用期間があります。</p> <p>2 契約者は、最低利用期間内に<u>スマートビデオ会議契約</u>を解除、契約内容の変更のうち、一部解除したものについて、最低利用期間の残期間分の違約金を一括で支払って頂きます。</p>	<p>第16条（最低利用期間） 本サービスには、別紙1料金表に定めるところにより、最低利用期間があります。</p> <p>2 <u>前項の最低利用期間は提供を開始した日を起算開始日として本約款別表1料金表にて定める期間とします。</u></p> <p>3 契約者は、最低利用期間内に<u>本契約</u>を解除、契約内容の変更のうち、一部解除したものについて、最低利用期間の残期間分の違約金を一括で支払って頂きます。</p>	
<p>第15条（利用権の譲渡等の禁止） 契約者は、本約款及び本約款に基づく契約に基づき取得した権利について、<u>譲渡、賃貸、担保提供等一切の処分</u>を行うことはできないものとします。</p>	<p>第17条（利用権の譲渡等の禁止） 契約者は、本約款及び本約款に基づく契約に基づき取得した権利について、<u>譲渡、賃貸、担保提供等の処分</u>を行うことはできないものとします。</p>	

スマートビデオ会議サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第16条（契約者の地位の承継） 第1項～第3項（略） 4 前各項の定めにより、契約者が、本約款に基づく契約者の地位を第三者に譲渡するときは、当該第三者は、契約者の有していた一切の権利及び義務（第35条（債権の譲渡）の規定により請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継するものとします。</p>	<p>第18条（契約者の地位の承継） 第1項～第3項（略） 4 前各項の定めにより、契約者が、本約款に基づく契約者の地位を第三者に譲渡するときは、当該第三者は、契約者の有していた権利及び義務（第35条（債権の譲渡）の規定により請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継するものとします。</p>	
<p>第17条（略） 第18条（その他の契約内容の変更） 当社は、契約者から契約内容の変更の請求があったときは、第11条（スマートビデオ会議契約申込の方法）に規定する契約申込書等に記載した契約内容の変更を行います。 2 前項の請求があったときは、当社は、第12条（スマートビデオ会議契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。ただし、別紙1料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 3 契約内容の変更のうち、一部解除しようとする場合には解除希望日の40日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書で申込していただきます。</p>	<p>第19条（略） 第20条（その他の契約内容の変更） 当社は、契約者から契約内容の変更の請求があったときは、第13条（本契約申込の方法）に規定する契約申込書等に記載した契約内容の変更を行います。 2 前項の請求があったときは、当社は、第15条（本契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。ただし、別紙1料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 3 契約内容の変更のうち、一部解除しようとする場合には解除希望日の40日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書で申込していただきます。</p>	
<p>第19条（契約者が行うスマートビデオ会議契約の解除） 契約者は、スマートビデオ会議契約を解除しようとするときは、解除希望日の40日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知していただきます。</p>	<p>第21条（契約者が行う本議契約の解除） 契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除希望日の40日前までにそのことをあらかじめ当社指定の申込書により通知していただきます。</p>	
<p>第20条（当社が行うスマートビデオ会議契約の解除） 当社は、第22条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、6ヶ月を経過してもなおその事実を解消しない場合は、その本契約を解除することがあります。 2 前項のほか、当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、当社はその本契約を解除することがあります。 3 前2項のほか、当社が緊急やむを得ないと判断した場合、当社は本契約を解除することがあります。 4 当社又は契約事業者は、前3項の規定による本契約の解除により生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第22条（当社が行う本契約の解除） 当社は、第24条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、6ヶ月を経過してもなおその事実を解消しない場合は、その本契約を解除することがあります。 2 前項のほか、当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、当社はその本契約を解除することがあります。 3 前2項のほか、当社が緊急やむを得ないと判断した場合、当社は本契約を解除することがあります。 4 当社又は契約事業者は、前3項の規定による本契約の解除により生じた損害に対し、責任を負わないものとします。</p>	

スマートビデオ会議サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第4章 利用中止等</p> <p>第21条（利用中止） 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。 （1） 当社の設備の変更、保守、その他の工事又は障害回復のためやむを得ないとき （2） 天災、地変、火災その他の不可抗力等の事由により本サービスを提供できない、もしくはそのおそれがあるとき （3） 当社が本サービスの提供の全部又は一部を中止することが望ましいと、客観的かつ合理的理由により判断したとき （4） 第三者から本サービスの運営を妨げる行為を受け、正常なサービス提供が困難となったとき 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>第22条（利用停止） 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。 （1）料金その他の債務について、当社が請求したものについては支払期日を経過してもなお支払わないとき又は請求事業者が請求したものについては支払期日を経過してもなお支払わない旨の通知を請求事業者から受けたとき （2）第41条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき （3）第42条（再販の禁止）の規定に違反したとき （4）その他、法令に違反したとき （5）前4号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。 3 当社は、前2項の規定による本サービスの利用の停止により生じた損害に対し、<u>一切の責任を負わないものとします。</u></p>	<p>第4章 利用中止等</p> <p>第23条（利用中止） 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。 （1） 当社の設備の変更、保守、その他の工事又は障害回復のためやむを得ないとき （2） 天災、地変、火災その他の不可抗力等の事由により本サービスを提供できない、もしくはそのおそれがあるとき （3） 当社が本サービスの提供の全部又は一部を中止することが望ましいと、客観的かつ合理的理由により判断したとき （4） 第三者から本サービスの運営を妨げる行為を受け、正常なサービス提供が困難となったとき 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを<u>当社 Web サイト等</u>により契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>第24条（利用停止） 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。 （1）料金その他の債務について、当社が請求したものについては支払期日を経過してもなお支払わないとき又は請求事業者が請求したものについては支払期日を経過してもなお支払わない旨の通知を請求事業者から受けたとき （2）第44条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき （3）第45条（再販の禁止）の規定に違反したとき （4）その他、法令に違反したとき （5）前4号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。 ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。 3 当社は、前2項の規定による本サービスの利用の停止により生じた損害に対し、責任を負わないものとします。</p>	

スマートビデオ会議サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第5章 通信</p> <p>第23条（通信の品質等） 本サービスに係る通信の品質について、当社の電気通信設備の状態又は契約者若しくは会議参加者の電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。</p> <p>2 当社は、本サービスに関する通信品質及び接続に関する保証を一切行わないものとします。</p>	<p>第5章 通信</p> <p>第25条（通信の品質等） 本サービスに係る通信の品質について、当社の電気通信設備の状態又は契約者若しくは会議参加者の電気通信サービスの利用形態等により変動する場合があります。</p> <p>2 当社は、本サービスに関する通信品質及び接続に関する保証を行わないものとします。</p>	
<p>第6章 料金</p> <p>第24条（料金及び工事に関する費用） （略）</p>	<p>第6章 料金</p> <p>第26条（料金及び工事に関する費用） （略）</p>	
<p>第25条（利用料金の支払義務） スマートビデオ会議契約者は、サービスを提供した日を含む料金月（暦月の1日から当該月の末日までをいいます。）の翌月の初日から起算して、本契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、利用料金の支払いを要します。</p> <p>なお、日割り計算は行わないものとします。 （略）</p>	<p>第27条（利用料金の支払義務） 本契約者は、サービスを提供した日を含む料金月（暦月の1日から当該月の末日までをいいます。）の翌月の初日から起算して、本契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、利用料金の支払いを要します。</p> <p>なお、日割り計算は行わないものとします。 （略）</p>	
<p>第26条（工事費の支払義務） スマートビデオ会議契約の申込みの請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙1料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にそのスマートビデオ会議契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 （略）</p>	<p>第28条（工事費の支払義務） 本契約の申込みの請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別紙1料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその本契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。</p> <p>この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 （略）</p>	
<p>第27条（料金の計算方法等） 当社は、スマートビデオ会議契約に基づき、支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。 （略）</p>	<p>第29条（料金の計算方法等） 当社は、本契約に基づき、支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。 （略）</p>	
<p>第28条～第36条（略）</p>	<p>第30条～第38条（略）</p>	

スマートビデオ会議サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第29条(料金等の一括後払い) 当社は、当社に特別の事情がある場合は、第28条(料金等の支払い)の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2料金月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。</p>	<p>第31条(料金等の一括後払い) 当社は、当社に特別の事情がある場合は、第30条(料金等の支払い)の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2料金月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。</p>	
<p>第30条～第36条(略)</p>	<p>第32条～第38条(略)</p>	
<p>第7章 損害賠償</p> <p>第37条(責任の制限) 第1項～第3項(略)</p> <p>4 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社は<u>いかなる責任も</u>負わないものとします。</p> <p>5 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社に<u>いかなる責任も</u>負担させないものとします。</p>	<p>第7章 損害賠償</p> <p>第39条(責任の制限) 第1項～第3項(略)</p> <p>4 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により、契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社は<u>責任を負わないもの</u>とします。</p> <p>5 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社に<u>責任を負担させないもの</u>とします。</p>	

スマートビデオ会議サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
	<p><u>第40条(免責)</u> <u>当社は、前条の場合を除き、契約者および参加者に係る損害を賠償しないものとし、契約者および参加者は当社にその損害の賠償の請求をしないものとします。</u></p> <p><u>2 契約者および参加者は本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。</u></p> <p><u>3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者および参加者に対し、サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分及びその他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。</u></p> <p><u>4 当社は、契約者から本サービスの提供のために必要となる協力を得られなかったためにその提供ができなかった場合には、責任を負担しないものとします。</u></p> <p><u>5 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</u></p>	

スマートビデオ会議サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第8章 雑則</p> <p>第38条（通知方法） 本サービスの利用等に関する当社から契約者への諸通知は、当社の判断により、以下の各号のいずれかの方法で行い、各号に定めた時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。</p> <p>（1） 当社Webサイト上への掲載： 掲載された時</p> <p>（2） 契約者が予め当社に届け出た住所への郵送もしくは電子メールアドレスへの電子メールの送信： 通知が発送もしくは発信された時</p> <p>（3） 当社が適切と判断する方法： 当該通知の中で当社が指定した時</p>	<p>第8章 雑則</p> <p>第41条（通知方法） 本サービスの利用等に関する当社から契約者への諸通知は、当社の判断により、以下の各号のいずれかの方法で行い、各号に定めた時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。</p> <p>（1） 当社Webサイト上への掲載： 掲載された時</p> <p>（2） 契約者が予め当社に届け出た住所への郵送もしくは電子メールアドレスへの電子メールの送信： 通知が発送もしくは発信された時</p> <p>（3） 当社が適切と判断する方法： 当該通知の中で当社が指定した時</p> <p><u>2 前項の届け出がないために、当社から契約者への通知等が不到達となった場合、通常到達すると考えられるときに到達したものとみなします。</u></p>	
<p>第39条（承諾の限界） （略）</p>	<p>第42条（承諾の限界） （略）</p>	
<p>第40条（本サービスの廃止） 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。</p> <p>2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。</p> <p>3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、<u>一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>4 当社は、第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに、あらかじめ契約者に通知します。</p>	<p>第43条（本サービスの廃止） 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。</p> <p>2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。</p> <p>3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。</p> <p>4 当社は、第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その3ヶ月前までにWebサイト等であらかじめ契約者に通知します。<u>ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</u></p>	

スマートビデオ会議サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第41条 第1項～第2項（略） 3 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等（契約者識別符号（本サービスを利用するために当社が契約者に付与する英字及び数字の組合せをいいます。）及び暗証符号をいいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。なお当社は、本項の規定を契約者が守らなかったことにより<u>生じた損害に対し、一切の責任を負わないもの</u>とします。</p>	<p>第44条 第1項～第2項（略） 3 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号等（契約者識別符号（本サービスを利用するために当社が契約者に付与する英字及び数字の組合せをいいます。）及び暗証符号をいいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。<u>当社は、登録情報の一致を確認した場合、当該登録情報等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。なお契約者は、本項の規定を契約者が守らなかったことにより生じる損害があることを予め同意していただきます。</u></p>	
<p>第42条（知的財産権） 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物（本約款、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「提供物」といいます。）、その他一切の本サービスに関する著作権（著作権法第28条及び第29条の権利を含みます。）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権等は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。 （1） 本サービスの利用目的以外に使用しないこと （2） 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを取得するための解析行為を行わないこと （3） 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと （4） 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと 3 本条の規定は、<u>スマートビデオ会議契約の終了後も効力を有するもの</u>とします。</p>	<p>第45条（知的財産権） 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の著作物（本約款、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「提供物」といいます。）、その他一切の本サービスに関する著作権（著作権法第28条及び第29条の権利を含みます。）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権等は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。 （1） 本サービスの利用目的以外に使用しないこと （2） 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル、<u>バイナリーコードからソースコード、技術、プロセス、アルゴリズム、ノウハウ、その他の情報を取得するための解析行為を行わないこと</u> （3） 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと （4） 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと 3 本条の規定は、<u>本契約の終了後も効力を有するもの</u>とします。</p>	
<p>第43条 （略）</p>	<p>第46条 （略）</p>	

スマートビデオ会議サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>第44条（個人情報の取扱い） 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。</p>	<p>第47条（個人情報の取扱い） 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、<u>プライバシーポリシー</u>（https://www.nttbiz.com/privacy_policy/）に定めるところによります。</p> <p>2 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。</p> <p>3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、<u>プライバシーポリシー</u>（https://www.nttbiz.com/privacy_policy/）にて定める手数料の支払いを要します。</p>	
<p>第45条（契約者の氏名等の通知等） 契約者は、当社が、第35条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の契約者名、住所等、料金の請求の請求に必要となる情報並びに第21条（利用中止）又は第22条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。</p> <p>2 契約者は、当社が、第35条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者等が本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。</p>	<p>第48条（契約者の氏名等の通知等） 契約者は、当社が、第37条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の契約者名、住所等、料金の請求の請求に必要となる情報並びに第23条（利用中止）又は第24条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。</p> <p>2 契約者は、当社が、第37条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者等が本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。</p>	
<p>第46条～第48条 （略）</p>	<p>第49条～第50条 （略）</p>	
	<p>第51条（特約） <u>この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。</u></p>	

スマートビデオ会議サービス契約約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<p>附則 この約款は、平成 24 年 7 月 2 日より実施します。</p> <p>附則(平成 25 年 5 月 9 日 VC13-0164 号) この改正約款は、平成 25 年 5 月 10 日より実施します。</p> <p>附則(平成 27 年 2 月 26 日 VC14-1759 号) この改正約款は、平成 27 年 3 月 1 日より実施します。</p> <p>(経過措置) 2 契約者は、この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している本サービス契約については、この改正規定実施の日において、請求事業者へ譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、なお従前のとおりとします。</p> <p>附則(令和元年 10 月 1 日 PF00014477 号) (実施期日) 1 この改正約款は、令和元年 10 月 1 日より実施します。</p> <p>附則(令和元年 10 月 25 日 PF00015167 号) (実施期日) 1 この改正約款は、令和元年 10 月 25 日より実施します。</p>	<p>附則 この約款は、平成 24 年 7 月 2 日より実施します。</p> <p>附則(平成 25 年 5 月 9 日 VC13-0164 号) この改正約款は、平成 25 年 5 月 10 日より実施します。</p> <p>附則(平成 27 年 2 月 26 日 VC14-1759 号) この改正約款は、平成 27 年 3 月 1 日より実施します。</p> <p>(経過措置) 2 契約者は、この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している本サービス契約については、この改正規定実施の日において、請求事業者へ譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、なお従前のとおりとします。</p> <p>附則(令和元年 10 月 1 日 PF00014477 号) (実施期日) 1 この改正約款は、令和元年 10 月 1 日より実施します。</p> <p>附則(令和元年 10 月 25 日 PF00015167 号) (実施期日) 1 この改正約款は、令和元年 10 月 25 日より実施します。</p> <p>附則(令和 2 年 3 月 日 号) (実施期日) 1 この改正約款は、令和 2 年 4 月 1 日より実施します。</p>	